

2026年4月14日

各 位

会 社 名 インターライフホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 貴田 晃司  
コード番号 1418 東証スタンダード市場  
問 合 せ 先 常務取締役 加藤 雅也  
電話 03-3547-3227  
証券コード 1418

## 株式給付信託（BBT）の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除きます。以下、断りがない限り、本お知らせにおいて同じとします。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の改定に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を2026年5月26日開催の第16期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の一部改定の背景及び目的

当社は、当社の取締役及び執行役員並びに当社グループ会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、総称して「役員」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として本制度を実施しております。今般、役員報酬制度の高度化のため、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本制度について一部改定することを決議し、本議案を本株主総会に付議することといたしました。

#### 2. 本制度の一部改定について

上記1. に伴い、従前の本制度の内容を一部改定いたします。主な改定事項は、次のとおりであります。

- ① 役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付することといたします。
- ② 株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての金額の上限を廃止いたします。
- ③ 本制度に係る報酬枠を、金銭による基本報酬枠とは別枠といたします。
- ④ 対象期間（下記（3）において定義します。）を2事業年度から3事業年度に変更いたします。

なお、改定後の本制度の内容は次のとおりであります。

（主な改定箇所は下線のとおりです。従前の本制度の内容につきましては、2021年5月26日付第11期定時株主総会招集ご通知記載の第4号議案「取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の

取締役のうち非常勤の取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件」をご参照ください。また改定事項のうち、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付することとする点につきましては、本株主総会終結時をもって退任する役員に対する給付に際しても適用します。

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、役員に対して、当社及び当社グループ会社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社及び当社グループ会社の役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

#### (2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除きます。）及び執行役員並びに当社グループ会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員

#### (3) 信託金額

当社は、2016年2月末日で終了した事業年度から2017年2月末日で終了した事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間、及び当該2事業年度の経過後に開始する2事業年度ごとの期間（ただし、2026年2月末日で終了した事業年度から2027年2月末日で終了する事業年度までの2事業年度の経過後については3事業年度ごとの期間）を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、本制度に基づく役員への給付を行うための株式の取得資金として、本信託設定時から現在までの間に、総額392,500,000円の金銭を拠出し、本信託は当社が拠出した金銭を原資として、当社株式合計1,468,500株を取得しております。

なお、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

#### (4) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、役員に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり330,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は660,000株（ただし、2026年2月末日で終了した事業年度から2027年2月末日で終了する事業年度までの2事業年度の経過後の対象期間については990,000株）となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (5) 役員に給付される当社株式等の数の上限

役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における報酬月額、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は330,000ポイントを上限（うち当社の取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は88,000ポイントを上限）とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、役員に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（88,000株）の発行済株式総数（2026年2月28日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.55%です。

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる役員のポイント数は、原則として、退任までに当該役員に付与されたポイントを累積した数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）

#### (6) 当社株式等の給付

役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合及び当該役員に役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

#### (7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

以上